

## 平成 23 年度 給水装置・排水設備工事及び水道施設工事等

### に関する担当者会議の報告（ご意見・ご質問の回答）

#### I 給水装置工事に関すること

##### 1 清武町での量水器廻りの配管施工等について

清武町域の量水器廻りの改修工事で、フレキシブル継手、伸縮止水栓、逆止弁付止水栓等について宮崎市仕様と違う場合、宮崎市仕様で統一して改修工事をして良いのかご教示お願いいたします。（補足：見積額も変更になっていく為、協議願いたい。）

#### (回答)

清武町との合併（H22、3/23）協議時に、1年程度は清武町仕様で行う旨の協議がなされ、合併後、1年程を経過しております。

今後受け付けるものについては、宮崎市仕様で改修工事（見積もり）をされるようにお願いします。

なお、軽微なものは除きます

##### 2 仮設工事の保温チューブについて

仮設水道工事で保温チューブを巻く必要があるのでしょうか。  
（ソーラーの接続は保温チューブは巻く必要がありませんが）

#### (回答)

宮崎市水道事業関係例規集 p 6 7、「宮崎市給水装置の構造、材質、工事情の条件、検査等に関する要綱 第 20 条の第 10 号」に従い仮設であっても保温の措置が必要です。

※1 漏水事故対策上、要綱が上記のとおり定められておりますが、仮設工事はケースバイケースがありますので、市窓口にご相談ください。

※2 「宮崎市給水装置の構造、材質、工事情の条件、検査等に関する要綱 第 20 条の第 10 号」・・・p67

第 20 条（施工上の留意事項点）

凍結おそれのある場所の屋外配管は、原則として埋設配管としなければならない。ただし、やむを得ず露出配管とする場合は、防寒の措置をしなければならない。

※3 管材についてはメーカーの仕様、マニュアル、適合した使い方に準拠し、特に残塩対策が重要であることから、直射日光・凍結対策上原則埋設であるが、露出配管の場合も残塩・凍結対策上、防寒が必要である。

##### 3 仮設工事の管種について

仮設水道工事で、ポリエチレン2層管が使えるようにお願いいたします。

(回答)

宮崎市水道事業関係例規集 p 64、69、「宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱 第6条、別表1」により、仮設工事においても使用できます。

※「宮崎市給水装置の構造、材質、工事情の条件、検査等に関する要綱 第6条、別表1」・・・p64、p69

第6条（材料の指定）

給水装置工事に使用する材料は、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材料の基準に適合するものでなければならない。

2 配水管からメーターまでの工事に用いようとする給水管、給水用具及びその他の付属品については、管理者が指定する材料（別表1）を使用しなければならない。

別表（1）

給水管      ポリエチレン管      ポリエチレン二層管（1種管）      JISk6762

#### 4 エコキュートの架橋ポリエチレン管使用について

給湯配管で、耐用年数の関係から、エコキュートとの接続で架橋ポリエチレン管が保温テープ巻きをしても使えない状況ですが、使えるようにお願いいたします。

(回答)

1 原則として適正な材料と適正な使用をお願いしております。

具体的には「水道法施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）」、「給水装置の構造及び材質の基準を適用するについて必要な技術的細目を定めた厚生労働省令」によります。

2 質問の架橋ポリエチレン管は水道用架橋ポリエチレン管 JIS K6787 及び水道用架橋ポリエチレン管継手 JIS K6788 の規格がありますが、過去に事故が生じていることなどから、市では給湯配管には適さないものとしております。

3 例規集に記載されていない管材については市にご協議ください。

#### 5 漏水補修工事費について

個人住宅の漏水については、分水栓より量水器（止水栓）迄の漏水の場合、工事費の負担は局の方で処理していただいております。

集合住宅及び雑居ビル等については、分水栓より第一仕切弁迄を局負担で、以降量水器（止水栓）迄は個人負担になっているかと思いますが、量水器迄の工事費負担も局でお願いできないのでしょうか。

(回答)

1 本管のサドル分水栓から以降は施主（給水装置所有者）の財産であるが、市は市民等のサービス上、維持管理上、個人住宅の漏水の場合や、集合住宅及び雑居ビル等の漏水の場合の取り決めを行っています。

2 具体的には、給水装置工事の費用負担については「宮崎市水道事業給水条例第 8 条」（例規集 p 3）、「宮崎市給水装置の構造、材料、工事上の条件、  
検  
査等に関する要綱の特例・・・第 4 条(事前協議)」（例規集 p 88）の直結式給水を受けようとする者は、直結給水協議書兼確認書（様式 1 号）により市管理者と事前協議を行い、別の書類とともに提出するようになっております。

・様式 1 号・・・例規集 p 94

「給水装置等維持管理に関する請書」で第一仕切弁以降(下流側)は当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）いたします。

受水槽給水の場合も「受水槽以下の給水設備に関する指導要綱・・・第 5 条(事前協議)」（例規集 p102）の受水槽以下の給水設備に関する協議書兼確認書（様式 1 号）により市管理者と事前協議を行い、別の書類とともに提出するようになっております。

・様式 1 号・・・例規集 p109

「受水槽以下の給水設備等維持管理に冠する請書」で親メーター以降（下流側）は当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）いたします。

以上の条例、要綱等をご理解ください。

## 6 検査等の内容変更があった場合の通知について

集合住宅の完成検査時に、住宅規模により中間検査を受けるように指導を受けましたが、検査等に関する変更を知りませんでした。

検査等を含め内容変更やその他の通知について、周知方法の検討をお願いいたします。

(回答)

検査に関しては、「宮崎市給水装置の構造、材料、工事上の条件、検査等に関する要綱・・・第21条(検査)」(例規集 p67)で原則を定めております。

第21条

検査は、原則として中間検査、メーター出庫前検査及び完成検査とする。ただし、中間検査又はメーター出庫前検査については、管理者が必要ないと認めたときは省略することが出来る。

- ※1 1戸建て住宅については、中間検査、メーター出庫前検査を省略しています。  
但し、40mm.以上のメーターの場合は中間検査、メーター出庫前検査を行います。
- ※2 集合住宅については、受付審査、承認条件として、中間検査を受けるように指示しております。(階層により検査回数も違います。)
- ※3 工期の長いものや集合住宅などは、受付申請時に市担当にご協議ください。

## II 排水設備工事に関すること

### 1 検査日程について

現在、検査日程は「月曜までの受付で翌週の検査日程に組まれております」が施主等の事情から、完成から引渡しまでの日程が厳しい場合や、施主の日程等から希望日を伝えております。

検査日程について、完成書類提出から、検査日まで時間を短縮するとか事前申し込み等が選べる方法などできないでしょうか。

(回答)

- ・現在月曜までの受付で火曜日に翌週の検査日程を組んでいます。
- ・検査箇所が広範囲になっており、また2人1組で検査を行っておりますが人員体制的にも厳しい状況ですので現状でご理解ください。

### 2 下水申請書の閲覧システム導入予定について

下水道本管は下水道整備課で閲覧できますが、宅内の既設排水設備は紙ベースで給排水設備課で保管されております。

電子閲覧システムになると便利ですが、閲覧システムの導入予定はございませんでしょうか。

(回答)

今のところ電子化の予定はございません。

なお、個人情報の管理から必要がある場合は、所有者の同意のもと閲覧を行っております。

また、過去に工事を行っている施工者には閲覧対応を行っております。

### 3 下水道検査等の検査時間の変更時の対処について

施主の立会い等の関係もあり、予定時間より早くなる場合は、連絡を密にお願いできないでしょうか。

(回答) 緊急の場合は除き、市としてはかなり連絡を密に行っております。

### 4 手直し事例・問題点等の教示について

数ヶ月前までは、指摘されてなかった点で問題ありとされ手直しを受ける場合があります。それで、申請・検査時の問題点（手直し工事の多発例）を2～3ヶ月に一度教えて頂くと助かります。

(上記の具体例：最近、防油柵の深さで600以上になると施主の同意書又は清掃しやすいように手直し)

(回答)

本来の基準は500mm.ですが、基礎主筋などの関係で深くなる場合等もあり、運用として±100mm.で判断しております。

防油柵の深さが600mm.以上になると高齢施主の作業困難性や苦情等もあったことから、同意書又は清掃しやすいように手直しを指導している。

## Ⅲ 水道施設工事に関すること

### 1 完成検査に関する書類基準について

検査に関しは、設計金額1000万円未満は工事担当課で、1000万以上は技術検査室で行い、検査等に必要の関係書類は「水道施設工事標準仕様書」、「特記仕様書」、宮崎県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」及び請負者が提出する施工計画書等によるものと思われます。

施工が、水道施設的な面と、土木的な面もあり、また、特殊部材使用や請負金額による差もあると思いますが、検査に際し必要な書類が違う場合や写真の撮影方法等の指導を受ける場合がありますので、書類基準や撮影方法基準等があれば教示お願いいたします。

(回答)

- 1 上下水道局の書類基準や撮影方法基準等の検査に必要な関係基準は「水道施設工事標準仕様書」、「特記仕様書」、宮崎県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」及び請負者が提出する施工計画書等になります。
- 2 手本となる施工計画書、写真を閲覧可能なように用意します。
- 3 市の技術検査室ホームページで工事成績採点表・評価基準・審査項目運用表が公表されており、各評定者の審査はこれに従いますのでご参照ください。
- 4 安全対策や地域への貢献等については活動記録（書類・写真）を残すことが重要です。

## 2 施工計画書作成に必要な内容変更の情報提供について

同じ内容の工事でも、年度を境に施工方法・写真管理等が変わる場合がありますが、施工計画書を作成するためにも、施工に関する変更や新規になった事項、写真管理の変更等を年度初めに教示をお願いいたします。

(回答)

- 1 標準仕様書は毎年変わります。
- 2 局でも標準仕様書、手本となる電子情報・資料を貸し出しております。
- 3 組合でも対応をお願いしたい。

## 3 設計変更等について

設計変更に関し、変更内容が具体的に理解できますように、参考でも結構ですので、内訳や変更箇所等を教示をお願いいたします。

また、発注で一位代価表が提示されていない場合がありますが、代価表の提示をお願いしたい。

(回答)

- 1 設計変更については、変更協議書により変更数量等を開示しております。

なお、設計書の内訳、単価、経費の具体的内容については、情報公開制度に基づき手続きをされたものについて開示できますが、内容によっては回答できないものもあります。

- 2 設計書の一位代価表については、単価抜きであるが、提供できるので検討する。(PDF)

#### IV 公共樹工事について

##### 1 公共樹工事着工許可日数について

現在、公共樹工事着工許可の許可日数が、申請書の内容の不備に関係なく10日以上かかっております。

工事着工の打ち合わせ等にも関係がありますので、5日から7日以内には工事の許可をお願いできないでしょうか。

(回答)

組合（員）での現地調査及び見積設計の提出を受け、局での設計審査を行います。現在設計審査に時間を要しております。

また、平成23年11月下旬に通知しております「排水設備等新設等計画確認申請書の取扱について」のとおり、計画確認についても審査に時間を要しております。

このことから、各申請については日程に十分余裕を持って申請いただくようお願いいたします。

##### 2 舗装仮復旧時のプライムコート塗布について

公共下水道公共樹工事について、仮復旧（レミファルト）使用時にプライムコートを塗布するよう、今年度から指示されておりますが、メーカーに問い合わせたところ、効果は無いとのことでした。ご検討願います。

(回答)

1 仮復旧現場で路盤が剥がれ、事故が発生したことから、H22年度から協議を行い23年度より実施している。

2 一般社団法人 日本アスファルト協会の資料によりますとプライムコートの目的は次のとおりです。

- ①路盤表面部に浸透し、その部分を安定させます。
- ②降雨による路盤の洗掘、表面水の浸透を防止します。
- ③路盤からの水分の毛管上昇を遮断します。
- ④路盤とその上に施工するアスファルト混合物とのなじみを良くします。

### 3 公共樹設置工事に伴う掘削方向について

公共樹設置工事の際の掘削方向について、下水本管にそって1.5m幅の掘削をさせて欲しい。

理由として本管に直角に1.5m幅掘削は、重機を置くと道路幅をふさぐことになり通行止めをしないと作業ができなくなる。車両の通行に合わせ、重機移動では作業時間に制限がある。又、宅地内からの掘削は殆んど場所において重機を置くスペースは無い。通行の安全の為に、本管に沿って掘削させて欲しい。

(回答)

状況に応じて本管に沿って掘削してもかまいません。  
又、状況に応じ掘削幅の変更は可能です。

### 4 公共樹設置工事について、本管からの立ち上げ90°曲管について

公共樹設置工事について、本管からの立ち上げを90°曲管で認めて欲しい。

理由として、1.5m以上の掘削作業は他の埋設管及び湧水等の危険作業を伴うので、90°で早く立ち上げ、安全高まで埋め戻しを行い、その後配管する指示の方が安全ではないでしょうか。また、45°又は60°曲管では途中で矢板ぬきが発生することが有る為、危険ではないでしょうか。

湧水がある場合、90°位置と45°、60°支管位置掘削にかなりの時間差が有る為、安全の為に90°を認めて欲しい。

(回答)

基本的には45°ですが、状況に応じて協議事項となっています。